



みやぎ税務会計事務所通信

《 2021 年 3 月 》



税務の話題

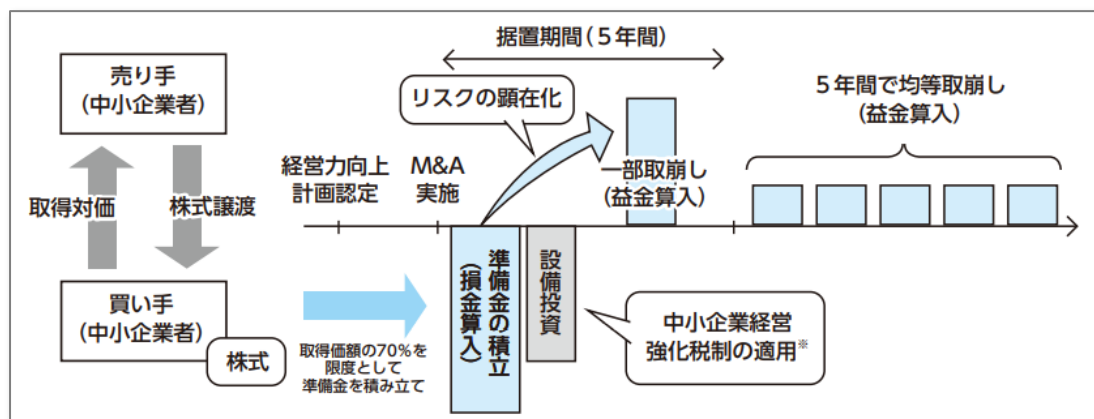
令和3年度税制改正大綱より

中小企業の経営資源の集約化に資する税制（案）について

個人事業の方は、まだまだ「確定申告の処理真っただ中…」な方も多いかもしれませんが、今月は視点を変えて、2021年1月号にてご紹介をしていなかった税制改正大綱の内容をご案内いたします。

名称からは、一体何のこと!?と思われる税制ですが、ごく簡単に書くと次のような内容です。（簡単な記載とするため、税法上の表現は使用しておりません。ご了承ください。）

- ・ M & A で株式を取得した中小企業者（青色申告・経営力向上計画の認定を受けていることが要件）は、
- ・ 取得価額の 70% まで、取得した事業年度に損金算入できる。
- ・ その後 5 年間は、リスクが顕在化した時に益金算入。
- ・ 5 年間状況が変わらなければ、その後の 5 年間で取得した事業年度に損金算入した金額を、均等に益金算入。



財務省「令和3年度税制改正（案）のポイント」（令和3年2月）より抜粋

「今と違う業態にも取り組みたい!」「でもイチから立ち上げるにはハードルが高い…」とお考えの方には、M & A も一つの方法であると考えられます。

この税制は、あくまで「課税の繰り延べ」ですが、その一步を後押ししてくれる税制になるのではないかと思います。

なお、適用は、中小企業等経営強化法の改正法の施行日から令和6年3月31日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る。）の認定を受けたものが対象となります。

